

商標	判決年月日	令和3年6月24日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10115号		
<p>○ 主引用例にユーザーが握る中央ハンドルは「球、あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」との記載から、長尺状の形状のハンドルが含まれることは記載されたに等しい事項であることを前提として、相違点に係る構成が容易想到であり、また、実質的な相違点とならないと本件審決の判断に、誤りがあるとされた事例</p>				

(事件類型) 審決取消訴訟 (特許) (結論) 請求認容

(関連条文) 特許法123条1項2号, 29条2項,

(関連する権利番号等) 特許第5356625号, 無効2019-800028号

#### 判 決 要 旨

1 本件は、被告が、発明の名称を「美顔器」とする原告の特許発明（特許第5356625号）の請求項1に係る発明（ただし、同発明については、無効2016-8000086号事件後に被告が訂正し、これが認められたもの。以下、「本件発明」という。）についての特許を無効とすることを求める審判（無効2019-800028号事件）を請求したところ、特許庁が本件発明についての特許を無効とする旨の審決（以下「本件審決」という。）をしたため、原告が本件審決の取消しを求める事案である。

2 本件審決の要旨は、本件発明は、甲1の1（仏国特許出願公開2891137号明細書の写し）に記載された発明（以下「甲1発明」という。）、甲2の1（仏国特許第2641256号明細書の写し。）に記載された事項及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであるというものであり、本件判決に関連する本件審決が認定した相違点1及び3は、以下のとおりである。

#### 【相違点】

- 1 一対のボールを回転可能に支持しているのは、本件発明では、ハンドルの先端部であるのに対して、甲1発明では、先端部であるか不明である点。
  - 3 本件発明では、往復動作中にボールの軸線が肌面に対して一定角度を維持できるように、ボールの軸線をハンドルの中心軸に対して前傾させて構成しているのに対して、甲1発明では、そのような構成を有するか明らかでない点。
- 3 本判決は、以下のとおり説示して、相違点1及び3に係る本件審決の判断に誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

(1) 甲1には、請求項1に「任意の形状の中央ハンドル」との記載があり、発明の詳細な説明中に、ユーザが握る中央ハンドルは「球、あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」と記載があることから、長尺状のハンドルを排除するものではないと理解することはできる。しかし、「球、あるいは

は他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」との記載ぶりからすれば、まずは「球」が念頭に置かれていると理解するのが自然であり、しかも甲1の添付図（FIG. 1, FIG. 2）は、いずれも器具の正面図であり、実施例を表すとされているが、そこに描かれたハンドルの形状や全体のバランスに照らして、球状のハンドルが開示されているとしか理解できないものである。

また、甲1には、甲1発明のマッサージ器具は、ユーザがハンドル(1)を握り、これを傾けて、ハンドルに2つの軸で固定された2つの回転可能な球を皮膚に当てて回転させると、球が進行方向に対して非垂直な軸で回転することにより、球の対称な滑りが生じ、球の間に拘束されて挟まれた皮膚を集めて皮膚に沿って動き、引っ張る代わりに押圧すると、球の滑りと皮膚に沿った動きによって皮膚が引き伸ばされることが開示されているところ、こうした2つの球がハンドルに2つの軸に固定され、2つの軸が70～100度をなす角度で調整された甲1発明において、球が進行方向に対して非垂直な軸で回転し、球の間に拘束されて挟まれた皮膚を集めて皮膚に沿った動きをさせるためには、ハンドルを進行方向に向かって倒す方向に傾けることが前提となる。

ハンドルが球状のものであれば、後述するハンドルの周囲に軸で4個の球を固定した場合を含めて、把持したハンドル(1)の角度を適宜調整して進行方向に向かって倒す方向に傾けることが可能である。しかし、ハンドルを長尺状のものとし、その先端部に2つの球を支持する構成とすると、球状のハンドルと比較して傾けられる角度に制約があるために進行方向に傾けて引っ張る際にハンドルの把持部と肌が干渉して操作性に支障が生じかねず、こうした操作性を解消するために長尺状の形状を改良する（例えば、本件発明のように、ボールの軸線をハンドルの中心軸に対して前傾させて構成させる（相違点3の構成）。）必要が更に生じることになる。そうすると、甲1の中央ハンドルを球に限らず「任意の形状」とすることが可能であるとの開示があるといっても、甲1発明の中央ハンドルをあえて長尺状のものとする動機付けがあるとはいえない。

- (2) また、甲1においては、「マッサージする面に適合させるために、より大きな直径を持つ1つまたは2つの追加球をハンドルが受容可能である」形態も開示されており、FIG. 2には、小さい直径の球(2)を2つ、大きな直径球(3)を2つそれぞれハンドル(1)に軸によって固定された図が開示されている。このような実施例において、ハンドル(1)を球状から長尺状とすると、前記のとおり、甲1発明のマッサージ器具は、ユーザがハンドル(1)を握り、これを傾けて、ハンドルに2つの軸で固定された2つの回転可能な球を皮膚に当てて回転させると、球が進行方向に対して非垂直な軸で回転することにより、球の対称な滑りが生じ、球の間に拘束されて挟まれた皮膚を集めて皮膚に沿って動き、引っ張る代わりに押圧すると、球の滑りと皮膚に沿った動きによって皮膚が引き伸ば

されるとの作用効果を生じるところ，例えば，大きい球(3)を皮膚に当てることを想定し，長尺状のハンドルを中心軸に前傾させて構成させると，小さい球(2)を皮膚に当てるときには，ハンドルを進行方向に対して傾けて小さい球(2)の球を引っ張ることができなくなる。

したがって，こうした点からすると，甲1のハンドル(1)を長尺状のものとすることには，むしろ阻害要因があるといえる。